

大阪市告示第1811号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年12月27日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年1月6日（月）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月20日（月）	
	令和7年1月27日（月）	
大阪市立 東成屋内プール 水泳場	令和7年1月14日（火）	午後2時30分から 午後7時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年1月5日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年1月7日（火）から 同月10日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年1月11日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年1月12日（日）	午前9時から 午後7時30分まで

令和 7 年 1 月 13 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 15 日（水）から 同月 17 日（金）まで	
令和 7 年 1 月 18 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 19 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 21 日（火）から 同月 24 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 25 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 26 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 1 月 28 日（火）から 同月 31 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）